

## 2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、2025 日台観光サミット in 鳥取（以下、「サミット」という）実施計画策定・開催支援業務の委託において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

### (委託業務の内容)

第2条 本県は、サミット実施計画策定・開催支援業務について、大規模国際イベントの実施や広報・企画に関する経験を有する民間事業者等により、効果的に実施するため、その業務を委託する。

2 委託業務の内容は、日台双方の地方政府や観光事業の関係者をはじめとするサミット参加者に対し、本県が誇る自然、食、温泉等の観光資源や伝統文化、体験等、鳥取県らしさを訴求すると共に、地元関係者を含めた参加者同士の交流を深め、台湾から本県への誘客促進に繋げることを主眼とする。詳細は「2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (予算額)

第3条 前条の委託業務の予算額は30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### (業務期間)

第4条 第2条の委託業務の業務期間は、契約締結日から令和7年8月29日までとする。

### (参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、単独企業又は委託業務受託のために結成された共同企業体（JV）とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「運送・旅客業」の「旅行代理及び旅客業」に登録されている者であること。
- ウ 本件調達の公告日から委託業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から委託業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下、「県内事業所」という。）を有していること。
- カ 本件調達の公告日から起算して過去10年間（平成26年度以降）に、国または地方公共団体のいずれかから受託した類似業務を行った実績を有すること。（類似業務とは、ランドオペレーション業務を伴うイベント運営等を指す。）

#### (2) 共同企業体（JV）

- ア 共同企業体のすべての構成員が、法人格を有すること。
- イ 共同企業体の構成員のうち、いずれかの者が前号のイ、オ、カの要件を全て満たしていること。

- ウ 共同企業体の全ての構成員が前号のア、ウ、エの要件を全て満たしていること。
- エ 共同企業体の各構成員が、このプロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(実施要領の交付)

第6条 この実施要領は、本件調達の公告日から令和6年11月6日（水）までの間に、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課ホームページから入手すること（<https://www.pref.tottori.lg.jp/1326.htm>）。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び交付時間

本件調達の公告日から令和6年11月6日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課  
電話 0857-26-7221  
ファクシミリ 0857-26-8308  
電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

(参加申込書等の提出)

第7条 このプロポーザルに参加しようとする者は企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加申し込みを行うものとする。

(1) 提出書類（各1部）

ア 2025日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格確認書兼参加申込書（別紙）

イ 会社概要

任意様式とするが、概要には「会社名」、「代表者職・氏名」、「本社所在地」、「県内事業所の有無及び県内事業所の所在地」、「資本金」、「従業員数」、「設立年」、「会社の主な業務内容」及び「特記事項」を含むものとする。なお、共同企業体（JV）にあつては、構成事業者すべてのものを記載すること。

(2) 提出方法

郵便等または持参によること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。以下「書留郵便等」という。）によることとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※持参の場合の受付時間は、本件調達の公告日から令和6年11月6日（水）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出期限

令和6年11月6日（水）午後5時15分まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出場所

前条第1項第2号の場所に同じ。

(5) 資格審査

第1号から第4号までの定めにより提出のあった書類を審査の上、このプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年11月8日（金）までに通知する。

(企画提案書の提出)

第8条 企画提案書は、次に定めるところにより作成、提出すること。

(1) 提出書類

ア 2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務企画提案書 (別添様式)

(ア) 提出部数：【社名の記載があるもの】 正本 1 部 (添付資料も同様)

【社名を伏せたもの】 正本 1 部、副本 10 部 (添付資料も同様)

(イ) 企画提案資料は、A 4 サイズとする (A 3 版の折込可)。縦横及びページ数は問わない。

(ウ) 企画提案の内容を理解するための参考となる資料 (様式任意) を添付すること。

イ 見積書

任意様式とするが、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額を記載することとし、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、見積金額の積算内訳が分かる資料を添付すること。

なお、第3条に示す予算額を超える見積書は無効とする。

【共同企業体にあつては次の書類を追加】

ウ 共同企業体協定書 (予定案で可、様式任意)

エ 構成事業者の業務分担のわかるもの

(2) 提出方法

郵便等または持参によること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便等によることとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

※持参の場合の受付時間は、本件調達の公告日から令和6年11月15日(金)までの日(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出期限

令和6年11月15日(金)午後5時15分まで

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出場所

第6条第1項第2号の場所に同じ。

(5) 質問の受付

このプロポーザルに関する質問は、令和6年10月25日(金)までに、書面又は電子メールで前号の提出場所に提出するものとする(様式は任意)。

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて令和6年11月1日(金)までにインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課ホームページに掲載する

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/1326.htm>)。

(審査会の設置)

第9条 本県は、企画提案等の順位を決定するため、「2025 日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務委託プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。

3 審査会は5名程度(2名以上の鳥取県職員以外の有識者を含む。)で構成し、会長及び委員を置くものとする。

4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションの留意事項等は、以下のとおりとする。

(1) プレゼンテーション時間の10分前には受付を済ませること。

(2) プレゼンテーションは一提案につき15分以内(厳守)とする。

(3) 業務処理責任者が主としてプレゼンテーションを行うこと。

(4) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は無効とする。

(5) プレゼンテーションで使用する資料は企画提案書提出時の資料のみとし、追加資料配付は認め

ない。

(6) プレゼンテーションの後、15分間程度の質疑応答を行う。

#### (審査要領)

第10条 本県は「2025日台観光サミット in 鳥取実施計画策定・開催支援業務プロポーザル審査要領」(以下、「審査要領」という。)を定め、審査会は当該審査要領に基づき、企画提案書等の内容を審議し、評価を行う。

#### (最優秀提案者の選定方法)

第11条 最優秀提案者の選定方法については、以下のとおりとする。

- (1) 審査要領により各審査員が採点した内容点の平均と価格点の合計点数により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

#### (契約の締結)

第12条 前条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、前条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

#### (契約保証金)

第13条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、契約保証金として委託業務に係る委託料の上限額(以下「委託料上限額」という。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (提案者の失格)

第14条 このプロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、企画提案書等の内容にかかわらず失格とする。

#### (審査結果の通知、公表)

第15条 本県は、審査結果を提案者全員に通知するものとする。

#### (スケジュール)

第16条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて前後する場合もある。また、審査会の詳細は別途通知する。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 県ホームページ掲載(公募開始) | 令和6年10月11日(金)     |
| (2) 質問受付期限          | 〃 10月25日(金)       |
| (3) 質問回答            | 〃 11月1日(金)        |
| (4) 参加申込書提出期限       | 〃 11月6日(水)        |
| (5) 参加資格有無通知        | 〃 11月8日(金)        |
| (6) 企画提案書提出期限       | 〃 11月15日(金)       |
| (7) 審査会開催(審査実施)     | 〃 11月22日(金) ※予定   |
| (8) 審査結果の通知         | 〃 11月26日(火) ※予定   |
| (9) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 〃 11月下旬 ※予定       |
| (10) 契約締結           | 〃 11月下旬～12月上旬 ※予定 |

2 参加申込者が多数の場合（10者以上）は、以下の日程で二段階選抜を実施する。

（10者未満の場合にはプレゼンテーション（審査会）のみとする）

企画提案書提出期限	令和6年11月15日
書類審査（参加申込者多数の場合）	〃 11月18日～19日
審査会の案内送付	〃 11月20日ころ
審査会開催（審査実施）	〃 11月22日 ※予定

（企画提案書の取扱い）

第17条 企画提案書は原則として返却しない。

なお、本県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

（企画提案書の無効）

第18条 第5条の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（参加費用）

第19条 このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（著作権の取扱い）

第20条 最優秀提案者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

2 最優秀提案者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

3 本県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（契約の解除）

第21条 受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に本県が契約を解除するときは、受注者は違約金として委託料上限額の10分の1に相当する金額を本県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（その他）

第22条 この要領に定めるもののほか、このプロポーザルの実施に際し必要な事項は、輝く鳥取創造本部観光交流局国際観光課長が別に定める。

- 2 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

#### 附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。